

## 連絡事項

### ・介護サービスに係る医療費控除の取扱いについて

事 務 連 絡

平成17年12月19日

各 都道府県介護保険担当部（局）担当者 様

厚生労働省老健局総務課

「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」の一部改正について

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについては、その基本的考え方に変更ありませんが、今回の改正に伴い、領収証の様式等の変更が必要となるため「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月12日付事務連絡）に基づく取扱いについて平成17年10月1日サービス分より別添のとおりといたします。

つきましては内容を御了知の上、貴都道府県内（区）市町村（政令市、中核市も含む）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願いいたします。

なお、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日付厚生労働省告示第419号）」に基づいて「特別な居室等又は特別な食事に係る利用料」と居住、滞在及び食事の提供に係る利用料の取扱いが事業所等で適正に実施されるよう、指導監督を徹底していただくようお願いいたします。

また、平成17年10月分に限って従来の領収証による発行を認めることとします。

## 別添

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについては下記のとおりとする

### 1 対象者

要介護度1～5の要介護認定を受け指定介護老人福祉施設に入所する者。

### 2 対象費用の額

介護費（法第48条第2項に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。）に係る自己負担額、食費に係る自己負担額（「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）第9条第3項第1号及び同令第41条第3項第1号に規定する「食事の提供に要する費用」をいう。）及び居住費に係る自己負担額（「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）第9条第3項第2号及び同令第41条第3項第2号に規定する「居住に要する費用」をいう。）として支払った額の2分の1に相当する金額。

### 3 領収証

法第48条第7項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第82条に規定する領収証に、2の対象費用の額を記載する。（別紙様式参照）

(様式)

## 指定介護老人福祉施設利用料等領収証

(平成 年 月 日)

利用者氏名				
費用負担者氏名		続柄		
施設事業者名 及び住所等		社会福祉法人 特別養護老人ホーム 印		
項目		単価	数量	金額(利用料)
①	介護費			
②	食費			
③	居住費			
④	特別食負担			
⑤	特別居住負担			
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
領収額		円		領収年月日 平成 年 月 日
うち医療費控除の対象となる金額 (①+②+③) × 1/2		円		

(注) 1 「事業者名及び住所等」の欄には、市(区)町村が提供する場合には、その自治体名を記入してください。

2 ①介護費の単価及び数量については適宜基本介護サービス費、各種加算の内訳を記載してください。

3 ①、②及び③の合計額の1/2(二重下線の額)が医療費控除の対象となります。

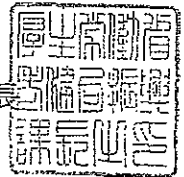
4 医療費控除を受ける場合、この領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。



老振発第1219001号  
平成17年12月19日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」の一部改正について

「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」（平成12年老振第73号）を、別紙のとおり改正し、平成17年10月1日より適用することとしたので、内容を御了知の上、管内内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別紙)

○ 介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について(平成12年老振第73号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 居宅介護支援事業者の居宅サービス計画の作成及び居宅介護サービス事業者の領収証の交付に係る取り扱いについて</p> <p>(1) 居宅介護支援事業者の居宅サービス計画の作成に当たっての留意点 (略)</p> <p>(2) 領収証の記載 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第8項及び第48条第7項に定めるところにより、居宅介護サービス事業者は利用者から利用料の支払いを受けた都度、領収証を交付する必要があることに留意する。 したがって、様式例で月ではまとめたものを示しているが、居宅介護サービス事業者は利用料の支払いを受けた都度、領収書を交付する必要があるものであり、この場合においても医療費控除の対象となること。</p> <p>2 介護老人保健施設における留意点</p> <p>(1) 医療費控除の対象範囲 介護老人保健施設において要した費用に係る医療費控除の対象範囲については、介護保険法施行前の老人保健施設における取扱いと同様であり、具体的には次の費用が対象となるものであること。 ア 施設介護サービスのうち、<u>食事の提供及び居住以外のサービスの提供に係る自己負担額</u> イ 介護老人保健施設が行う訪問看護等の居宅サービス及び医療費控除通知の要件を満たす居宅サービスの提供に係る自己負担 ウ <u>食費に係る自己負担額(「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第1号及び第42条第3項第1号に掲げる食事の提供に要する費</u></p>	<p>1 居宅介護支援事業者の居宅サービス計画の作成及び居宅介護サービス事業者の領収証の交付に係る取り扱いについて</p> <p>(1) 居宅介護支援事業者の居宅サービス計画の作成に当たっての留意点 (略)</p> <p>(2) 領収証の記載 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第8項及び第48条第8項に定めるところにより、居宅介護サービス事業者は利用者から利用料の支払いを受けた都度、領収証を交付する必要があることに留意する。 したがって、様式例では月ではまとめたものを示しているが、居宅介護サービス事業者は利用料の支払いを受けた都度、領収書を交付する必要があるものであり、この場合においても医療費控除の対象となること。</p> <p>2 介護老人保健施設における留意点</p> <p>(1) 医療費控除の対象範囲 介護老人保健施設において要した費用に係る医療費控除の対象範囲については、介護保険法施行前の老人保健施設における取扱いと同様であり、具体的には次の費用が対象となるものであること。 ア 施設介護サービスのうち、<u>食事の提供以外のサービスの提供に係る自己負担額</u> イ 介護老人保健施設が行う訪問看護等の居宅サービス及び医療費控除通知の要件を満たす居宅サービスの提供に係る自己負担 ウ <u>食費の提供に係る標準負担額及び利用者が負担した食材料費のうち、標準負担額に相当する金額</u></p>

用)

エ 居住に係る自己負担額（「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第2号及び第42条第3項第2号に掲げる居住に要する費用）

(2) 領収証の記載

ア (略)

イ 領収証の利用料の記載に当たっては、医療費控除対象額が明らかになるようにするため、(1)のア～エなどの区分ごとにその金額を記載すること。

なお、可能な限り利用者の利便に資するよう、医療費控除の合計対象額を記載するよう努めること。

(2) 領収証の記載

ア (略)

イ 領収証の利用料の記載に当たっては、医療費控除対象額が明らかになるようにするため、(1)のア～ウなどの区分ごとにその金額を記載すること。

なお、可能な限り利用者の利便に資するよう、医療費控除の合計対象額を記載するよう努めること。

## 居住費・食費の所得税法上の取扱い関係

問 施設給付の見直しに伴い、食費・居住費の所得税法上の取扱いはどうなるのか。

(答)

1 今回の施設給付の見直しに伴う、介護保険施設の食費・居住費の所得税法上の取扱いについては、別添においてお示ししており、従前と同様、特別な食費・居住費を除き、医療費控除の対象として取り扱うこととされたところである。

※ 特別な食費・居住費とは、『居住、滞在及び食事の提供に係る利用料に関する指針（以下「ガイドライン」という。）』（厚生労働省告示第419号）に基づき事業者が規定する「利用者等が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料」である。

2 なお、今回の取扱いは特別な食費・居住費が通常の食費・居住費と明確に区分できることを前提としていることから、各施設における会計面においても、医療費控除の対象となる食費・居住費が明確になるよう、特別な食費・居住費については、勘定科目を明確に区分することとしているところである。

3 各都道府県においてもこうした取扱いを御了知頂くとともに、特別な食費・居住費を徴収するに当たっては、ガイドラインに定める手続きに基づき適切に行われるよう、関係事業者などに周知徹底を図っていただきたい。